

## 学部学科再編に伴う公立大学法人長野大学第 2 期中期計画の変更について

### 1 趣 旨

上田市では、長野大学における令和 8 年 4 月の学部学科再編に伴い、上田市議会 12 月定例会での議決を経て公立大学法人長野大学第 2 期中期目標（以下、中期目標）を変更した。これを受けて法人が作成する公立大学法人長野大学第 2 期中期計画（以下、中期計画）を変更する必要がある。

### 2 対応内容

#### (1) 中期目標の変更（12 月変更済）

地方独立行政法人の設立団体の長に策定が義務付けられている「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」であり、中期目標の変更には、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。

#### (2) 中期計画の変更および認可（令和 8 年 2～3 月）

地方独立行政法人は、設立団体の長から中期目標の指示を受けたときは、目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

設立団体の長は公立大学法人に係る中期計画について、認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 3 変更内容（第 2 期中期計画）

(1) 教育研究上の基本組織に地域経営学部および共創情報科学部を追加

(2) 学部教育の計画として、地域経営学部および共創情報科学部の項目を追加

(3) 予算、収支計画、資金計画について、財務シミュレーションに基づき変更  
詳細は、別紙【資料 3】、【資料 4】のとおり

### 4 これまでの経過と今後の予定

令和 7 年 11 月 「中期目標」の変更について評価委員会の意見聴取（11 月 14 日まで）

12 月 「中期目標」変更の議案を市議会に提案

議決後、市から法人に対し中期計画変更案の作成を指示

令和 8 年 2 月 法人から市に中期計画認可申請

「中期計画」の変更について評価委員会の意見聴取

評価委員会の意見に基づき中期計画の再提出（※修正がある場合）

3 月 中期計画の認可

## 5 参考（地方独立行政法人法）

### （中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### （中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

### （中期目標等の特例）

#### 第七十八条

- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。